

幼稚園・保育所等備品類転倒防止対策推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 地震発生時における備品類の転倒等による被害の軽減を図るため、幼稚園・保育所等が実施する転倒防止対策に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 「幼稚園・保育所等」とは、香川県内に所在する幼稚園、認定こども園、保育所その他知事が認めるものをいう。
- (2) 「備品類」とは、別表第1に掲げるものであって、施設内の教室、保育室、廊下、遊戯スペースその他未就学児が日常的に利用する場所（職員のみが利用する場所を除く。）に設置されているものをいう。
- (3) 「転倒防止対策」とは、地震の揺れによる備品類の転倒、落下、移動、変形等に起因する圧死、負傷、火災、避難障害等の被害の発生を軽減することを目的とした対策をいう。
- (4) 「固定器具」とは、別表第2に掲げるものであって、備品類の転倒防止対策を実施するために使用する器具をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、幼稚園・保育所等において実施する備品類の転倒防止対策とする。

(交付の対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。ただし、補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を除くものとする。

- (1) 固定器具の購入経費（取付に必要な資材を含む。）
 - (2) 固定器具の取付作業を業者に依頼する場合の施工に要する経費
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助対象経費から除外するものとする。
- (1) 固定器具の購入のみを目的とし、当該年度内に設置が完了しないもの
 - (2) 施設整備、清掃、消耗品の補充又は備品自体の修繕に要する経費
 - (3) 固定器具の設置を伴わない運搬若しくは配置換え、又は既存の固定器具の撤去若しくは廃棄のみに要する経費
 - (4) 国又は他の地方公共団体等から、同一の事業内容に対して補助金等の交付を受ける場合

(交付の補助率及び補助限度額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額の2分の1の範囲内において知事が定める額とし、4万円を限度とする。

2 前項の規定により算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする幼稚園・保育所等の設置者（以下「申請者」という。）は、幼稚園・保育所等備品類転倒防止対策推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 対策を実施する前の箇所の写真（設置予定箇所が確認できるもの）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付を決定し、申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による通知をする場合において、必要に応じて条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第8条 前条の規定による交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ幼稚園・保育所等備品類転倒防止対策推進事業変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合。ただし、補助金の目的及び補助事業の効果に影響を及ぼさない軽微な変更は除く。
- (2) 補助金を減額しようとする場合。ただし、補助金額の20%を超えない範囲で減額する場合は除く。

2 知事は、前項の規定による承認をする場合において、必要に応じて条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ幼稚園・保育所等備品類転倒防止対策推進事業中止・廃止承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、当該補助事業の完了した日から起算して30日以内又は当該補助事業実施年度の1月29日のいずれか早い日までに、幼稚園・保育所等備品類転倒防止対策推進事業補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 購入した器具の内訳及び金額並びに購入した日の分かる書類

- (2) 事業者による取付作業を実施した場合は、取付けに係る内訳及び金額並びに作業を実施した日の分かる書類
- (3) 対策を実施した後の箇所の写真（設置箇所ごとに撮影したもの）
- (4) その他知事が必要と認めるもの

（補助金の額の確定等）

第 11 条 知事は、前条の規定による提出を受けるときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、幼稚園・保育所等備品類転倒防止対策推進事業補助金交付請求書（様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 12 条 知事は、前条第 1 項の規定による補助金の額の確定後、同条第 2 項の請求があった場合に、補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第 13 条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付内容、条件、その他の法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第 14 条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を命じられた場合は、規則第 19 条の規定により加算金を納付しなければならない。
- 3 補助事業者は、第 1 項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかった場合は、規則第 20 条の規定により延滞金を納付しなければならない。

（証拠書類の保存）

第 15 条 補助事業者は、帳簿その他の補助事業書類を整理し、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

（その他）

第 16 条 この要綱を定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 備品類（第2条関係）

区分	具体例
棚類	靴箱、本棚、教材棚、食器棚、布団収納棚、ロッカー等
家電製品	テレビ、冷蔵庫、電子レンジ等
楽器類	ピアノ、オルガン、音響機材等
その他	その他知事が転倒防止対策として必要と認めるもの

別表第2 固定器具（第2条関係）

区分	具体例
固定器具	L型金具、連結金具、ポール式器具、ベルト式器具、ストッパー式器具、マット式器具、扉開放防止器具、収容物落下防止器具等
その他	その他知事が補助対象として認めるもの